

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領

| | |
|----|-------------------------|
| | 農林水産省生産局長通知 |
| 制定 | 平成28年1月18日付け27生畜第2389号 |
| 改正 | 平成28年9月2日付け28生畜第967号 |
| 改正 | 平成29年12月26日付け29生畜第1696号 |
| 改正 | 平成31年1月7日付け30生畜第1251号 |
| 改正 | 令和2年1月7日付け元生畜第1435号 |
| 改正 | 令和2年12月23日付け2生畜1518号 |

第1 総則

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「基金事業」という。）の基金管理団体の公募については、この要領の定めるところによる。

なお、本事業の公募の実施は、令和2年度第3次補正予算の成立を前提として行うため、今後変更があり得る。

第2 目的

我が国の畜産・酪農は、TPP11協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定の発効に続き、RCEP協定について関係国において署名が行われるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく状況に置かれている。

一方、TPP等の効果を最大限に発揮するために改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）においては、農林水産業の体質強化対策のひとつとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図るとともに、「肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進」することとされた。

本事業では、改訂された「TPP等関連政策大綱」に則して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大、畜産環境対策の推進等、地域一体となって行う取組を支援する。

第3 基金管理団体の業務

本事業における基金管理団体の業務の内容は、別表に定めるとおりとする。

第4 応募団体の要件

本事業への応募者（以下「応募団体」という。）は、日本国内に所在する民間団体等（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、特殊法人、認可法人、独立行政法人等をいう。）であって、別表に定める

応募団体の要件に該当するものとする。

第5 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、別表に定める経費とする。
- 2 申請することができない経費
 - (1) 本事業の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第6 補助率

補助率は、別表に定めるとおりとする。

第7 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」（別記様式1）及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）」、「畜産・酪農生産力強化対策事業のうち家畜生産性向上対策事業」のいずれか又は全部に係る応募補足書（別記様式2）を作成し、必要部数を2の（1）の提出期間内に2の（2）の提出先に提出することとする。

2 応募方法

提出期間及び提出先（問合せ先）は、次のとおりとする。

（1）提出期間

令和2年12月23日（水）から令和3年1月22日（金）まで（必着）

（2）提出先・問合せ先

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省生産局畜産部畜産企画課畜産総合推進室 宛て

問合せ先：同上

TEL：03-3502-8111（内線4893）

03-3501-1083（直通）

FAX：03-3502-0873

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（令和2年12月29日から31日まで及び祝祭日を除く。）の午前

9時30分から午後6時15分まで（正午から午後1時までを除く。）受け付けるものとする。

(3) 提出書類及び部数

- ア 「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」 2部
 - イ 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）」及び「畜産・酪農生産力強化対策事業のうち家畜生産性向上対策事業」に係る応募補足書 各2部
 - ウ 民間団体経歴（概要）、民間団体定款（又は規約）など応募団体の活動（新規に設立する応募団体にあつては、設立趣意書及び事業計画見込み）が分かる資料 1部
 - エ 応募団体（新規に設立する応募団体にあつては、その構成員）の過去3年分の総会資料（財務諸表等の添付資料） 1部
- を1つの封筒に入れ、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」と表に朱書きをして提出することとする。
- なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分に配慮するものとする。

(4) 注意事項

- ア 応募書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）によることとし、やむを得ない場合には、持参も可とするが、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。
- イ 応募書類を郵送する場合には、簡易書留、配達記録等、配達されたことを証明することができる方法によることとする。また、余裕を持って投かんするなど、提出期間内に必着することとする。
- ウ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、応募書類に不備等がある場合には、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等がないように作成することとする。
- エ 応募書類の差替えは、原則として不可とする。
- オ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出することとする。

第8 基金管理団体の審査

1 審査の方法

基金管理団体の採択については、農林水産省生産局畜産部畜産企画課（以下「畜産企画課」という。）において応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容を審査するが、審査に当たっては、別に定める選定審査委員会において2の審査の観点に基づき実施するものとする。

具体的には、畜産企画課において、申請者から提出された応募書類の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、選定審査委員会の意見を踏まえ、それらの審査結果を基に優秀と認められる応募団体を選定し、採択するものとする。

審査は非公開で行う。また、選定審査委員会の委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に

漏えいしないこと、善良な管理者の注意義務をもって情報を管理すること等の秘密保持を遵守することが義務付けられている。

なお、審査の過程は応募団体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

2 審査の観点等

審査の項目及び観点は、次のとおりとする。

| 審査の項目 | 審査の観点 |
|------------------------|--|
| 事業遂行体制の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 事業（基金の管理）を遂行するために必要な体制（人員、事務処理体制及び管理体制）を有しているか。 事業（基金の管理）を的確に遂行するために、団体代表者に十分な管理能力があるか。 |
| 事業対象に係る知見 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産に関する十分な知見（畜種横断的なものであり、生産、経営等の多岐にわたるものが望ましい。）を有しているか。 |
| 事業対象に係る業務の経験 | <ul style="list-style-type: none"> 畜産に係る事業について、事業の審査及び指導監督を行った経験を有しているか。 |
| 基金管理団体が自ら行う事業の審査能力の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 基金管理団体が自ら事業実施主体として行う事業に係る助成に関して、的確な審査（助成対象、畜産クラスター協議会の事業、事業実施計画の内容等）を行える能力を有しているか。 |
| 基金管理体制の妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> 多額の資金を基金として積み立てることから、責任を持って基金を管理する体制を有しているか。 決算時において借入金がない等、財務状況が健全な団体であるか。 |

3 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、決定後速やかに応募団体に対して通知するものとする。

審査結果の通知については、基金管理団体の候補者となった旨を通知するものであり、別途、必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることとなる。

採択された基金管理団体については、農林水産省のホームページで公表する。

第9 事業の実施

採択の決定後、必要な手続を経て、速やかに基金造成を行うこととする。

本事業は、令和元年度補正予算の成立後に施行する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領に従って行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和2年12月23日から施行する。

「別表」

| 公募対象事業 公募対象事業のメニュー | 事業の内容 | 基金管理団体の業務の概要 | 応募団体の要件 | 補助対象経費の範囲 | 補助率 |
|------------------------------|--|---|---|--|----------|
| 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 | | <p>(各事業メニュー共通)</p> <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 造成した基金の管理</p> <p>② 畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）及び都道府県を通じた協議会等への補助金の交付等</p> <p>③ 事業実施状況等の確認等</p> | <p>(各事業メニュー共通)</p> <p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 畜産に関する十分な知見（畜種横断的なものであり、生産、経営等の多岐にわたるものが望ましい。）及びノウハウを有していること。</p> <p>② 農林水産省、都道府県及び事業実施主体等関係機関と連携することが可能であること。</p> <p>③ 造成した基金の管理、都道府県及び事業実施主体への補助金の交付等が円滑に行える体制を有していること。</p> | <p>○事業費</p> <p>○備品費</p> <p>○事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・賃金 ・旅費 ・共済費 ・報償費 ・需用費 ・役務費 ・使用料及び賃借料 ・システム運営費 ・委託料 ・雑費 <p>○附帯事務費</p> | 定 額 |
| 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業 | <p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会が実施する中心的な経営体等の施設整備等に対する都道府県を通じた補助 | <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 施設整備事業について、都道府県を通じた協議会への補助金の交付</p> <p>② 事業実施状況等の確認</p> | | <p>○事業費</p> <p>○附帯事務費</p> | 1 / 2 以内 |
| 畜産・酪農収益力強化整備等特 | 事業の内容は、次のとおりとする。 | 基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するも | 各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。 | <p>○事業費</p> <p>○事務費</p> | |

| | | | | | |
|---|--|--|--|---|---|
| <p>別対策事業のうち機械導入事業</p> | <p>① 機械導入事業 中心的な経営体及び飼料生産受託組織等が機械装置を導入する場合における、当該機械装置の取得に必要な費用の一部の補助</p> <p>② 機械導入の推進事業 機械導入事業の円滑な推進を図るための会議の開催等</p> | <p>のとする。</p> <p>① 全国の協議会からの事業申請の受付・取りまとめ及び事業実施計画の作成</p> <p>② 機械の物件価格の一部について、リース会社等への補助金の交付を通じた機械を借り受ける中心的な経営体への補助</p> <p>③ 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付</p> <p>④ 機械導入の推進事業の実施</p> <p>⑤ 事業実施状況等の確認・報告</p> | <p>① 中心的な経営体等への補助に關して的確な審査能力を有していること。</p> <p>② 全国的な事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。</p> | | <p>1 / 2 以内</p> <p>定 額</p> |
| <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（実証支援事業）</p> | <p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会が実施する収益力の向上のための新たな取組の成果の実証に必要な取組に対する補助 | <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 左欄の取組を行う協議会への補助金の交付</p> <p>② 事業実施状況等の確認</p> | | <p>○事業費 ○備品費 ○事務費</p> | <p>定 額</p> |
| <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）</p> | <p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスターの全国的な推進を図るために実施する会議（推進会議）の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及活動等の取組 | <p>基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及活動等の取組の実施</p> <p>② 事業実施状況等の報告</p> | <p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <p>① 調査・分析・普及の取組を実施できる体制を有していること。</p> <p>② 人材育成を行うために必要なノウハウを有していること。</p> | <p>○事業費 ○備品費 ○事務費</p> | <p>定 額</p> |

| | | | | | |
|---|--|---|---|-------------------------------|--|
| <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち畜産経営基盤継承支援事業</p> | <p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者不在経営体の経営資源等を経営継承者に円滑に継承するための権利調整等の取組 ・ 経営者不在経営体の施設を経営継承が良好な経営支援として活用可能な状況で継承するために必要な補改修の取組 | <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 左欄の取組を行う協議会への補助金の交付 ② 事業実施状況等の確認 | <p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 経営継承者に円滑に継承するために必要なノウハウを有していること。 ② 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。 | <p>○事業費 ○事務費</p> | <p>定額 1/2 以内</p> |
| <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）</p> | <p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 和牛肉の輸出拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭する取組に対する増頭奨励金の交付 | <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付 ② 事業実施状況等の確認 | <p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 肉用牛の生産基盤の拡大を加速化させるために必要なノウハウを有していること。 ② 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。 | <p>○事業費 ○事務費</p> | <p>定額 24.6万円 以内/頭 17.5万円/頭（繁殖雌牛の飼養頭数が期首時点で50頭以上の経営体）</p> |
| <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）</p> | <p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都府県酪農の生産基盤を強化するため、乳用後継牛を増頭する取組に対する増頭奨励金の交付 | <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付 ② 事業実施状況等の確認 | <p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 乳用牛の生産基盤の拡大を加速化させるために必要なノウハウを有していること。 ② 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。 | <p>○事業費 ○事務費</p> | <p>定額 27.5万円 以内/頭</p> |
| <p>畜産・酪農生産力強化対策事業のうち酪農経営</p> | <p>事業の内容は、次のとおりとする。</p> | <p>基金管理団体は、次の業務を実施するものとする。</p> | | <p>○事業費 ○備品費 ○事務費</p> | |

| | | | | | |
|--|---|--|--|----------------------|--|
| <p>改善対策事業、肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業、繁殖性等向上対策事業及び養豚競争力強化対策事業</p> | <p>① 酪農経営改善対策事業 酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の取組に対する支援</p> <p>② 繁殖性等向上対策事業 肉用牛経営及び酪農経営における新たな畜産技術を活用した繁殖性の向上の取組等に対する支援</p> <p>③ 養豚競争力強化対策事業 養豚業の基礎となる種豚の能力向上等を図るために行う、種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質の測定、飼養衛生管理の高度化並びに凍結精液の製造のための機器導入等の取組に対する支援</p> | <p>① 事業実施主体（公募選定団体）への補助金の交付</p> <p>② 事業実施状況等の確認</p> | | | <p>定額、1/2以内</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>定額、1/2以内</p> <p>1/2以内</p> |
| <p>畜産・酪農生産力強化対策事業のうち家畜生産性向上対策事業</p> | <p>事業の内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組 | <p>基金管理団体は、事業実施主体として次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組の実施</p> <p>② 事業実施状況等の報告</p> | <p>各事業メニュー共通の要件のほか、次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の推進及び事業実施体制の構築が可能であること。 | <p>○事業費 ○事務費</p> | <p>定 額</p> |

(注) 「補助対象経費の範囲」に掲げる各経費の内容は、次のとおりとする。

- 「事業費」とは、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により行う公募対象事業のメニューの実施に必要な経費である。
- 「備品費」とは、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業及び畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉用牛繁殖性向上対策事業に要する経費であり、これらの事業を実施するために直接必要な試験・調査に係る備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）である。

○ 「事務費」の各経費の内容は、次のとおりとする。

人件費：本事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要するもの等）について、本事業を実施する民間団体等が、当該事業に直接従事する者に支払う実働に応じた対価で、直接作業時間に対する給与その他手当（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）による。）

賃金：日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（経理課長通知による。）

旅費：本事業の推進・指導・検査・審査に要する旅費、外部専門家に対する旅費等

共済費：人件費・賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金

報償費：外部専門家に対する謝金

需用費：消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費）、印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）及び修繕費（庁用器具類の修繕費）

役務費：通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料等

使用料及び賃借料：事務室借料、会場借料並びに自動車、事業用機械器具等の借料及び損料

システム運営費：事業参加申請手続システム等の開発及びそのシステムの運営費

委託料：本事業に係る事務の委託等（委託料の中に賃金等の人件費がある場合には、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 961 号農林水産省大臣官房経理課長通知）が適用される。）

雑費：収入印紙代等

○ 「附帯事務費」とは、上記「事務費」のうち、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業の実施に直接に要する経費であって、事業実施主体、都道府県、市町村が使用するものとする。

別記様式 1

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

住所
称号又は名称
応募者氏名 印

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書

- 1 基金を管理するための体制について（事務処理体制等）
（基金を管理するための人員、事務処理体制及び管理体制を有するかを記入すること）
- 2 畜種横断的な畜産全般に関する知見について
- 3 基金管理団体として行うこととなる事業と同様の業務についての経験・実績について
（これまでに行った同様の業務経験等を記入すること）
- 4 事業の審査能力について
- 5 財務状況の健全性について

（注）記入する内容は、追加的に照会する必要がないよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること（枚数は問わない）。

別記様式2

| | |
|-----|-------|
| 事業名 | 応募補足書 |
|-----|-------|

※ 「事業名」欄には、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）」、「畜産・酪農生産力強化対策事業のうち家畜生産性向上対策事業」のいずれか又は全部を記入し、これらの事業別に作成するものとする。

1. 事業実施体制

2. 応募団体における応募事業に関連する過去の実績

3. 事業スケジュール

| | |
|-----------------------------|----------------------|
| | |
| (令和 年度) 月 月 月 月 | ※取組内容の実施時期を記載してください。 |